

県本部各部課長 殿
県下各警察署長

原	議	永	年	保	存
共	00	00	10	31	5年
宮本運教第514号					
令和4年5月12日					
宮城県警察本部長					

高齢者講習実施要綱の一部改正について（通達）

高齢者講習の実施については、「高齢者講習実施要綱の改正について（通達）」（令和元年8月2日付け宮本運教第744号）により運用しているところであるが、道路交通法の一部を改正する法律（令和2年法律第42号）が令和4年5月13日から施行されること等に伴い、高齢者講習実施要綱の一部を別添のとおり改正したので、運用上遺漏のないようにされたい。

なお、これに伴い、前記通達は廃止する。

記

1 改正の要点

(1) 指導員要件の変更

高齢者講習指導員の要件を改めた。

(2) 講習内容の変更

講習の時間、科目等を改めた。

2 施行期日

令和4年5月13日

別添

高齢者講習実施要綱

第1 趣旨

この要綱は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の2第1項第12号に規定する運転免許証（以下「免許証」という。）の更新期間が満了する日（法第101条の2第1項の規定による免許証の更新申請をしようとする者にあつては、当該更新申請をする日）における年齢が70歳以上の者、法第89条第1項の規定により免許申請書を提出した日における年齢が70歳以上の特定失効者若しくは特定取消処分者又は法第101条の7第5項の規定による通知を受けた者に対する講習（以下「講習」という。）の円滑かつ適正な実施を図るため、必要な事項を定めるものとする。

第2 準拠

講習の実施については、法、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号、以下「施行令」という。）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）、運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号。以下「講習規則」という。）、宮城県道路交通規則（平成13年宮城県公安委員会規則第1号）等に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第3 高齢者講習指導員の要件等

講習における指導に従事する者（以下「高齢者講習指導員」という。）の要件は、次に掲げるところによる。

- 1 21歳以上の者であること。
- 2 講習における指導に用いる普通自動車を運転することができる免許（仮免許を除く。）を現に受けている者であること（免許の効力が停止されている者を除く。）。
- 3 次のいずれにも該当しない者であること。
 - (1) 運転適性指導（法第108条の4第1項第1号の運転適性指導をいう。以下同じ。）について不正な行為をしたため、運転適性指導員、停止処分者講習指導員、高齢者講習指導員又は違反者講習指導員のいずれかの職を解任された日から起算して3年を経過していない者
 - (2) 法第117条の2の2第12号に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者
 - (3) 自動車等の運転に関し、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第2条から第6条までに規定する罪又は法で定める罪（前記(2)に規定する罪を除く。）を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者
- 4 次のいずれにも該当する者であること。
 - (1) 運転適性指導に関する業務に関し、次のいずれかに該当する者であること。
 - ア 別に定める運転適性検査指導員認定証の交付を受け、運転適性指導に関する

- る業務に従事した経験の期間がおおむね1年以上ある者
- イ 宮城県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が運転適性指導に関する業務に関し、前記アに掲げる者と同等以上の技能、知識及び経験を有すると認める者
- (2) 普通自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し、次のいずれかに該当する者であること。
- ア 普通自動車に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者で自動車等の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね1年以上あるもの
- イ 公安委員会が普通自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し、前記アに掲げる者と同等以上の技能、知識及び経験を有すると認める者
- 5 次のいずれかに該当する者であること。ただし、道路交通法の一部を改正する法律（令和2年法律第42号）の施行日前に次の(1)に該当し、又は令和4年3月31日以前に(2)に該当した者については、別に定める運転技能検査員養成講習を受けていなければならない。
- (1) 公安委員会が行う講習における指導に必要な技能及び知識に関する審査に合格した者
- (2) 講習における指導に必要な技能及び知識に関する国家公安委員会が指定する講習（自動車安全運転センターが実施する新任運転適性指導員研修、運転適性講習指導員研修又は高齢者講習指導員研修をいう。）を終了した者

第4 講習施設

交通部運転教育課長（以下「運転教育課長」という。）は、所要の受講者を収容することができる視聴覚教材を備えた教室及び所要の運転適性検査器材を備えた施設、コース等を整備するなどして講習の実施に必要な施設を確保するものとする。

なお、受講者は70歳以上の高齢者であることを踏まえ、受講者が教室等の間を移動する距離が可能な限り短くなるようにするとともに、受講者の移動が容易となるよう施設のバリアフリー化に配慮をするものとする。

第5 講習用教材

運転教育課長は、次の講習用教材等を整備するものとする。

1 教本、視聴覚教材等

教本、視聴覚教材等は、講習にふさわしい教本及び宮城県の交通実態に関する資料、危険予測、事件事例等に関する視聴覚教材等を整備するものとする。

2 普通自動車

自動車等の運転について必要な適性に関する調査でコース又は道路における普通自動車の運転をさせることにより行う検査によるものに基づく指導（以下「実車による指導」という。）をすることができるよう、所要の普通自動車を必要数整備するものとする。

整備する普通自動車については、マニュアル式又はオートマチック式のものに補助ブレーキ等の装置を装備したものとする。

3 運転適性検査器材

自動車等の運転について必要な適性に関する調査で運転適性検査器材を用いた検査によるものに基づく指導（以下「運転適性検査器材による指導」という。）をすることができる所要の運転適性検査器材は、次のものを整備するものとする。

- (1) 動体視力の変化を測定する動体視力検査器
- (2) 夜間視力の変化を測定する夜間視力検査器
- (3) 水平方向の視野の範囲を測定する視野検査器又は視野の欠損状況を測定する視野検査器

4 録画装置

実車による指導の状況を記録することができるよう、所要の録画装置等を整備するものとする。

5 映像再生機材

映像を用いた指導を実施することができるよう、所要の映像再生機材を整備するものとする。

第6 講習の委託

高齢者講習を委託する場合には、次の基準を満たす者との契約によって講習の委託を行い、十分な講習水準が維持され、講習が適正に行われるよう常時指導監督するものとする。

- 1 高齢者講習指導員について、原則として2人以上の講習の業務を行うために必要な人数が置かれていること。
- 2 講習を行うために必要な建物、コース、普通自動車、運転適性検査器材その他の設備を有すること。

なお、積雪等により、実車による指導が困難となる場合がある講習施設については、運転シミュレーター（四輪車用）を有すること。

第7 講習の受講手続

講習の受講申請の受理は、講習通知書、運転免許証等により受講者であることを確認し、高齢者講習受講申請書（別記様式第1号）の提出を受け、講習手数料を徴収の上行うものとする。

第8 講習の内容及び実施方法

1 講習時間

講習時間は、2時間（法第71条の5第3項に規定する普通自動車対応免許（以下「普通自動車対応免許」という。）以外の運転免許のみを受けている者及び施行令第34条の3第4項又は第37条の6の3に規定する該当する者（以下「運転技能検査対象者」という。）に対する講習は1時間）とする。

2 学級編成等

(1) 学級編成の基本

1 学級の編成は、講習効果の上がるよう適正な人数で編成すること。

(2) 運転適性検査器材による指導

運転適性検査器材による指導については、高齢者講習指導員1人で5人まで担当することができる。

(3) 運転頻度等問診票の作成

講習の実施に当たっては、受講者の日常の運転頻度等を把握するため、運転頻度等問診票(別記様式第2号)を受講者に問診するなどの方法により作成し、受講者に応じた車種の選定や運動機能に関する課題の選定又は各講習科目における指導に活用するものとする。

(4) 実車による指導

実車による指導については、高齢者講習指導員1人で5人まで担当することができるものとするが、受講者1人当たりの実車による指導の時間を少なくともおおむね20分間確保しなければならないものとする。

4 講習の方法

講習は、普通自動車及び運転適性検査器材を用いた検査を行うことにより、加齢に伴い身体機能に低下が生じているおそれがあることについて受講者に体験させ、その結果に基づいた指導を行うことを重点とすること。

また、内容等については別表に準拠し、宮城県内の実態に即して重点を選定するなど、実質的効果の上がるような内容の講習指導案を作成して、次の事項に配慮して実施するものとする。

(1) 講義

講義は、加齢に伴う身体機能の変化についての理解を深めさせるとともに、宮城県内における交通事故の実態、四輪車事故及び二輪車事故、改正が行われた道路交通法令及び高齢者の交通事故の特徴と防止策について、教本、視聴覚教材等を活用して分かりやすい講義を行うものとする。

なお、講義に従事する者については、高齢者講習指導員であることが望ましいが、第3-3及び4の要件を満たす者であれば、高齢者講習指導員以外の者でも差し支えないものとする。

(2) 運転適性検査器材による指導

動体視力検査器、夜間視力検査器及び視野検査器による検査を行い、検査結果に基づき、加齢に伴う身体機能の低下を自覚させるための指導を行うこと。

また、指導に当たっては、他の受講者が測定を行っている時間についても、これを有効に活用した指導に努めるものとする。

なお、各検査器材による検査については、補助者が従事しても差し支えない。

(3) 実車による指導

ア 実施対象

実車による指導は、普通自動車対応免許を保有する者で、運転技能検査対象者以外の者に対して実施すること。

イ 指導の場所

原則としてコースにおいて行うものとする。ただし、コースにおいて実施することが困難な場合又は受講者の利便性を図るため高齢者講習を過疎地、辺地等を含む地域に存する場所において実施する必要がある場合には、安全性についての配慮を行った上で、道路その他適切な場所において行っても差し支えないものとする。

ウ 使用車両

- (ア) 使用車両は、普通自動車を使用すること。
- (イ) 車両の持込みについては、原則として認めないこととするが、身体障害者等のやむを得ない理由があり、当該講習用車両の持込みによる指導を行うことについて他の受講者に支障がなく、かつ、安全性の問題がない場合には、当該車両の持込みを認めることができる。

なお、車両の持込みによる場合においても、講習手数料は変わらないことをあらかじめ了知させるものとする。

- (ウ) 車両には、講習中である旨を表示する標識を見やすい位置に掲示するものとする。

エ 実施方法

実車による指導は、別に定める運転技能検査等実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき、次のとおり実施するものとする。

(ア) 課題

課題については、実施要領に基づき、「指示速度による走行」、「一時停止」、「右折・左折」、「信号通過」及び「段差乗り上げ」を実施することとするが、コース等の実情に応じて順不同で実施して差し支えない。

また、各課題は、実施要領に定める判断基準に基づき、その履行状況を客観的に評価すること。

(イ) 事前説明

課題の実施前に、受講者に対し、その実施方法等に関する事前説明を分かりやすく行い、道路交通法令に従った通行の方法や適切な運転方法について理解させること。

(ウ) 安全指導

課題終了後の安全指導については、受講者ごとに個別に行うこととし、適切に履行できなかった課題について重点的に指導することはもとより、その他安全不確認や操作不適等の不適切な運転行動についても個別・具体的に指導し、加齢に伴う身体機能の低下がこうした不適切な運転行動に影響を及ぼしている可能性について理解させること。

(エ) 順番待ちの時間を活用した映像教養等

順番待ち中の受講者に対しては、実施機関の実情に応じて、視聴覚教材を有効活用するなどして、加齢に伴う身体機能の低下や危険予測と回避方法等について理解させるための教養を確実に行うこと。

なお、実車による指導における順番待ちの時間に、講義又は運転適性検査器材による検査若しくは当該検査の結果に基づく指導を行うこととしても差し支えない。

オ 実車の運転に支障がある場合

受講者の体調や降雪等の悪天候により、実車による指導が困難な場合には、運転シミュレーターによる代替措置を執るなどし、できる限り受講者に運転操作の指導を行うことができるよう努めること。

第9 講習実施上の留意事項

1 受講者への配慮

受講者は一般に講習を受講することが不慣れであることを念頭に置き、講習中はもちろん、受付時から講習終了時まで、高齢者の特性に配慮した対応に努めるものとする。特に、実車による指導や運転適性検査器材による指導の際には、試験類似の張り詰めた雰囲気を与え緊張させることのないよう配慮するものとする。

2 各種事故防止

受講者の中には、ペーパードライバーである者もいるほか、受講者によって身体的機能に個人差が見られることから、講習中の各種事故防止に万全を期すため、高齢者講習指導員に特段の配慮をさせるとともに、講習に係る事故に備え、対人等の保険に加入させるものとする。

3 合同実施の際の留意事項

次の講習等を合同で行う場合には、運転技能検査（法第97条の2第1項第3号イに規定する運転技能検査をいう。以下同じ。）や臨時高齢者講習（法第101条の7第4項に規定する講習をいう。以下同じ。）の対象者は、施行令で定める一定の違反行為を行った者であることから、プライバシーの保護に留意すること。

- (1) 高齢者講習（2時間講習）と高齢者講習（運転技能検査対象者が受講する1時間講習）
- (2) 免許証の更新時等の高齢者講習と臨時高齢者講習
- (3) 高齢者講習のうちの実車による指導と運転技能検査

なお、高齢者講習（2時間講習）と高齢者講習（普通自動車対応免許以外の運転免許のみを受けている者が受講する1時間講習）についても、合同で行うことができるものとする。

4 身体障害者等に対する対応

(1) 聴覚障害者への対応

聴覚に障害を持つ受講者に対しては、筆談等を積極的に活用し、意思の疎通に努めるものとする。また、ワイドミラーの設置が義務付けられている聴覚障害者の実車による指導に対応するため、適合するワイドミラーを備えるものとする。

(2) その他の身体障害者への対応

歩行困難者、車椅子利用者その他身体に障害を持つ受講者に対しては、講習場所等の移動時に補助するなど、受講者の立場に立った適切な対応に努めるものとする。

第10 講習免除者

次の者は、講習を免除するものとする。

- 1 講習規則第3条第2号の特定任意高齢者講習終了証明書の交付を受けた者
- 2 免許証の更新期間が満了する日前6か月以内に、運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第8条第2号の運転免許取得者教育（高齢者講習同等）終了証明書の交付を受けた者

第11 講習終了証明書の交付

- 1 講習を終了した者に対しては、規則第38条第17項の高齢者講習終了証明書（以下「高齢者講習終了証明書」という。）を交付するものとする。

この場合においては、高齢者講習終了証明書の副本を作成し、保管するものとする。

- 2 高齢者講習終了証明書を交付したときは、高齢者講習終了証明書交付簿（別記様式第3号）に記載し、その交付状況を明らかにしておくものとする。

第12 講習実施結果の報告及び登録

- 1 報告及び登録の対象

実施結果の報告及び登録の対象の講習は、70歳以上の受講者に係る更新時の高齢者講習及び臨時高齢者講習とする。

- 2 講習の実施結果の報告

(1) 委託した機関において講習を実施したときは、講習の実施結果を速やかに報告させるものとする。

(2) 報告内容は、講習を受けた者の氏名、生年月日、性別、免許証番号、講習場所、講習年月日、講習の分類、講習の種別その他必要と認めるものとする。

- 3 講習の実施結果の登録

講習を実施し、又は講習の実施結果の報告を受けたときは、別に定める運転者管理システムに確実に登録するものとする。

別表

講習方法	講習科目	講習細目	留意事項	時間
		開 講	講習概要や受講上の留意事項等について説明する。	
1 講義	道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における交通事故情勢 (2) 高齢者の交通事故の実態 (3) 高齢者支援制度等の紹介	宮城県における事故多発路線、時間帯、事故類型、事故原因等のほか、四輪車事故及び二輪車事故の特徴等について、交通事故事例に基づき指導する。 高齢運転者及び高齢歩行者等の交通事故の実態について重点的に指導する。 申請取消しやサポートカー限定免許等の説明に併せて、宮城県の実態に応じた高齢者支援制度について紹介する。	30分
	運転者の心構え	(1) 安全運転の基本 (2) 交通事故の悲惨さ (3) シートベルト等の着用	交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならない義務、交通事故を起こした場合の警察官への報告義務や負傷者の救護義務等について指導する。 交通事故の被害者や御遺族の心情等を理解させ、交通安全意識の高揚を図る。 後部座席を含むシートベルトの着用の徹底のほか、二輪車に乗車した場合のヘルメット及びプロテクターの着用についても指導する。	
	安全運転の知識	(1) 高齢者の特性を踏まえた運転方法 (2) 危険予測と回避方法等 (3) 改正された道路交通法令	認知機能を含む身体機能の変化について自覚させるとともに、それに応じた安全運転の方法について指導する。 高齢運転者による交通事故に多く見られる具体的危険場面を示し、事故原因や危険予測と回避方法等について理解させる。 受講者の前回の免許証の更新後において改正された道路交通法令のうち必要な事項等について説明する。	
2 運転適性検査器材による指導	運転適性についての指導①	運転適性検査器材による指導	運転適性検査器材による検査の結果に基づき、加齢に伴う身体機能の低下が運転に影響を及ぼす可能性があること等を理解させる。	30分
3 実車による指導	運転適性についての指導②	(1) 事前説明 (2) ならし走行 (3) 課題 (4) 安全指導	課題の実施前に、コースの周回要領等を含めた各課題の実施要領等に関する説明を行い、道路交通法令に従った通行の方法や適切な運転方法について理解させる。 原則として受講者ごとにおおむね300メートル、コースにおけるならし走行を行う。 コース内を走行して各課題を実施し、その履行状況を客観的に評価する。 適切に履行できなかった課題について重点的に指導することはもとより、その他安全不確認、操作不適、危険な運転個癖等の不適切な運転行動についても個別具体的に指導し、加齢に伴う身体機能の低下がこうした不適切な運転行動に影響を及ぼしている可能性について理解させる。	1時間
<p>○ 講習時間：2時間 （普通自動車対応免許以外の運転免許のみを受けている者又は運転技能検査対象者は3以外の受講とし、講習時間は1時間）</p> <p>○ 1、2及び3の実施順序は問わないほか、1及び2については、それぞれを分割した上で、連続して行わないことも可能とする。</p> <p>○ 1及び2については、3の順番待ちの時間に行うことも可能とする。</p>				

別記様式第1号

高齢者講習受講申請書																	
年 月 日																	
宮城県公安委員会 殿																	
道路交通法第108条の2第1項第12号に規定する高齢者講習を受けたいので申請します。																	
申請者	住所																
	氏名												性別				
	生年月日	大正 昭和	年	月	日生	年齢										歳	
	電話番号																
運転免許	交付公安委員会			公安委員会													
	免許番号			第 号													
	免許種別	大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特	原 付	けん 引	大 型 二	中 型 二	普 通 二	大 特 二	けん 引 二	
※ 受講年月日		年 月 日															
※ 受講場所																	
		<input type="checkbox"/> 2時間講習 6,450円				<input type="checkbox"/> 臨時高齢者講習 (普通車対応) 6,450円				<input type="checkbox"/> 1時間講習 2,900円				<input type="checkbox"/> 臨時高齢者講習 (普通車非対応) 2,900円			
県 収 入 証 紙 貼 付 欄																	

注1 ※欄は、実施機関で記入する。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

運転頻度等問診票

実施機関名()

受講者名		生年月日	年 月 日生	指導員名	
------	--	------	--------	------	--

各質問に対して、該当するにチェックしてください。(例：)

1 あなたがお持ちの免許はどれですか。

大型 中型 準中型 普通 大特 大二輪 普二輪 原付

2 あなたは平素どのくらい自動車・バイクを運転しますか。

毎日運転している。

目的【 仕事 通勤 買い物 通院 家族の送迎

その他 】

時々 (月 週 回くらい) 運転している。

目的【 仕事 通勤 買い物 通院 家族の送迎

その他 】

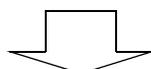
(注 には、おおむねの回数を記入してください。)

全く運転しない。

理由【 家族の運転 鉄道、バス又はタクシー利用 自転車 徒歩

その他 】

裏面の質問にもお答えください。



【裏面】

3 あなたが平素運転している車はどのような車ですか。

大型・中型のバス・トラック 準中型トラック 普通乗用車 軽四自動車

大型・中型バイク カブ・スクーター 小型の耕うん機・トラクター

なし

4 実車指導で使う車で、ご希望の車種はどれですか。

マニュアル自動車 オートマチック自動車

5 自動車の運転について、どうお考えですか。

(1) 運転は (好き 嫌い)

(2) 運転に自信が (ある ない)

6 最近（1年以内）、運転中の事故やヒヤリ体験がありましたか。

交通事故を起こした ヒヤリ体験がある なし

7 あなたが車を運転することができない時、替わりの移動手段はありますか。

家族の運転 (配偶者 子 その他) 友人 列車・バス

その他 ()

8 あなたは、次の場合又は次の場所を運転することがありますか。

体調がすぐれないとき 夜間 悪天候時 不慣れな道路 狭い道

混雑した道路 (駅前等) 高速道路 長時間・長距離 渋滞時

別記様式第3号

高齢者講習終了証明書交付簿

終了証明書 交付年月日	終了証明書 の番号	氏名	生年月日	性別	年齢	住所	自宅又は 連絡先 電話番号	指導員	備考
			. .	男女					
			. .	男女					
			. .	男女					
			. .	男女					
			. .	男女					
			. .	男女					
			. .	男女					
			. .	男女					
			. .	男女					
			. .	男女					

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列横4番とする。